

教高第1821号

教特第611号

教体第1403号

教文第2683号

教人第1771号

令和4年（2022年）3月4日

各県立学校長 様

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の徹底について（通知）

本県においては、現在、新型コロナウイルス感染症について、「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、令和4年（2022年）3月21日（月）まで延長されることになりました。

つきましては、令和4年（2022年）2月10日付け教高第1688号 教特第549号 教体第1279号 教文第2500号 教人第1650号で通知した対策の期間を令和4年（2022年）3月21日（月）までとします。

なお、学校生活等における対応については下記のとおりとします。

各学校においては、進路決定や卒業、進級に関して大変重要な時期であることを踏まえ、学校や家庭での感染症対策の徹底を図りながら、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点から学校における教育活動の継続に万全を期していただきますようお願いします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 令和3年（2021年）12月14日付け教体第1080号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.11.22 Ver. 7）2021.12.10一部修正」のレベル3及び令和4年（2022年）2月8日付け教体第1273号「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」に基づき、引き続き感染防止に万全を期すこと。
- 2 地域や学校の感染状況に応じて、分散登校、時差登校、時間短縮等の感染防止対策を実施すること。なお、臨時休業、分散登校実施の際は、校長は教育委員会（関係課）と事前に協議すること。
- 3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 4 県基準（県リスクレベルがレベル2以上）により、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 5 人と人の距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保す

るとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。

- 6 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録を行い、自身の健康観察に努めるよう再度周知徹底を図ること。

また、朝のSHR、終礼時及び部活動開始時等、1日複数回、児童生徒等の検温等の健康観察を実施するなど、校内においても感染拡大防止に向けた取組を徹底すること。その際、令和2年（2020年）11月6日付け教人第998号 教体第715号の「健康観察表」及び「感染防止対策チェックリスト」等を活用するとともに、症状のある児童生徒等が申し出やすい環境づくりに努めること。

- 7 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気（常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする）、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。

- 8 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。**特に、濃厚接触者と認定された場合は原則として7日間の自宅待機になることを再確認すること。**ただし、十分な身体的距離（最低2メートル）が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導すること。

- 9 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルP50～P52参照）は控えること。

【各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルより抜粋）】（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

- 10 職業に関する教科の実習等については、令和2年（2020年）9月2日付け教高第658号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて（通知）」で示されている感染症対策を再確認し、指導にあたっての参考とすること。

- 11 特別支援学校においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。（令和3年5月7日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト（レベル3対応）」を参照のこと。）

- 1 2 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離（2 m以上）の確保を徹底すること。
- 1 3 昼食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置（向かい合わせでの食事を行わない等）や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態であっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同士の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。
- 1 4 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。
- 1 5 寮（寄宿舎）についても、引き続き、(1)～(3)の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。
- (1) 寮生・舎生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寮生・舎生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を確実に把握すること。寮・寄宿舎再開時に体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり10日間程度経過観察後、体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、寮・寄宿舎内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP74～P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。
- (2) 寮生・舎生の1日2回以上の検温（朝夕）と記録、舎監等による健康観察を確実に行うこと。
- (3) 食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。
- 1 6 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、児童生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、実施の有無を再度慎重に検討すること。なお、県外への移動を伴う宿泊研修や修学旅行等については、校長は教育委員会（高校教育課及び特別支援教育課）と事前に協議すること。
- 1 7 学校行事においては、校外における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ対応すること。
- 1 8 進学試験、就職試験等を控えた児童生徒については、3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。進学・就職に係る受験等に伴う移動については、以下の項目を徹底すること。
- (1) 行先の感染状況に関する最新情報を確認し、滞在期間や交通手段等について慎重に

判断すること。

- (2) 発熱等の症状がある場合は、受験先等に確認するなど適切に対応すること。
- (3) 目的地以外への立ち寄り等は避けること。
- (4) 県外へ移動した場合は、帰宅後10日間程度の検温等の記録をとるなど、特に健康観察に努めること。

19 部活動は、以下の活動制限のもとに、令和4年（2022年）3月7日（月）から実施できることとする。

(1) 校内での活動について

各学校においては、オミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、以下の活動については、特にリスクが高いため控えること。ただし、大会を間近に控えている場合は、慎重に検討した上で実施すること。

- ・ 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・ 大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- ・ 学校が独自に行う他校との練習試合等

また、部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策を徹底すること。

(2) 対外活動の可否について

ア 練習試合等（他校との交流活動を含む。）は、基本的に控えること。ただし、公式大会出場の4週間前からに限り県内のみ実施できることとする。また、県外での練習試合等は、県外からの受け入れも含め、引き続き当面禁止する。

イ 観客を集めて行う演奏会等の実施については中止または延期を含め、慎重に判断すること。実施の際は、来場者の人数制限を行うなど万全の感染防止対策を講じ対応すること。

ウ 大会は、県内外における公式大会に限り参加可とする。

エ 合宿は、引き続き当面禁止する。

オ 県立中学校及び特別支援学校中学部においては、熊本県の「中学校における運動部活動の指針」及び「小・中学校における文化部活動の指針」に示したとおり、練習試合の範囲については原則として県域内、運動競技会及びコンクール等の大会への参加は県内における参加を基本とする。

(3) 対外活動における遵守事項について

ア 実施前から行うこと

(ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。

(イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、まん延防止等重点措置等が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。

(ウ) 県外における公式大会に参加する場合は、運動競技大会参加届を事前に県教育委員会に提出すること。（運動部のみ）

(エ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。また、参加生徒も同アプリの利用を促すこと。

(オ) 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。

イ 実施中に行うこと

(ア) 3つの密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。

(イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。

(ウ) 目的地以外の立ち寄り、必要最小限とすること。

(エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年(2020年)9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(通知)を参考に感染防止対策を徹底すること。

ウ 実施後に行うこと

(ア) 帰宅後10日間程度の検温等の記録を確実に行うなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

20 新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒等及び教職員の人権への配慮については、これまで発出した通知文等で示した留意点を踏まえること。特に、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、公的な機関等の相談窓口を適宜周知するとともに、生徒や保護者の不安や悩みに寄り添い、丁寧な生徒理解に努め、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど組織的な心のケアに取り組むこと。

21 教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種について

各学校が教育活動を継続し、学びを保障していくためには、教職員の感染を防ぐことが極めて重要であることから、教職員に対してワクチンの追加接種の趣旨を周知し、希望する教職員が可能な限り速やかに接種できるよう配慮すること。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関すること
高校教育課 石村、米村、大塚、新生
096-333-2685
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
文化課 後藤、村上
096-333-2704
- 教職員に関すること
学校人事課 横川、上村
096-333-2694